山口県の 労働福祉金融制度のご案内

離職された方や中小企業の従業員の方を対象とした貸付制度です。



山口県商工労働部労働政策課

山口県。市町中小企業勤労者小口資金貸付制度

中小企業勤労者の生活の安定と福祉の向上を図るために、県・市町・労働金庫が協調して貸付を行う制度です。~

■貸付対象者

次の(1)~(5)の要件をすべて満たす方が対象となります。

- (1) 県内に居住している方
- (2) 中小企業勤労者、又は共済会加入勤労者
- (3) 次のいずれかに該当している方
 - ①同一事業所に1年以上勤続している。
 - ②離職時の事業所に1年以上勤続し、離職を余儀なくされた勤労者(雇用保険受給資格者で離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32及び34であった方に限ります。)で、離職後1年以内に再就職し、勤続1年未満
- (4) 市町税を完納している方
- (5) 返済能力のある方
- (注) 1 共済会加入勤労者・・・(一社)山口県勤労福祉共済会の行う共済事業 (ファミリー型を除く)に1年以上加入している勤労者
 - 2 事業主の方等と同一生計の勤労者で、当該事業主の経営する企業に勤務する方は貸付対象となりません。
 - 3 中小企業の範囲・・・次の「資本金又は出資金」又は「常用の従業員数」のいずれかが該当すれば、貸付対象となります。

業種	資本金又は出資金	常用の従業員数	
① 小売業	5,000万円以下	50人以下	
② サービス業	5,000万円以下	100人以下	
③ 卸売業	1 億円以下	100人以下	
④ 上記以外の業種	3 億円以下	300人以下	

■貸付条件

資金使途	貸付限度額	貸付期間	摘要
大学教育資金	300万円	10年以内 (上記のうち、在学中は、4年以内の据置が可能)	借入申込合計額が300万円以内であれば、在学中に複数回の利用が可能。
育児·介護休業資金	100万円 (一定の場合) 150万円	10年以内 (上記のうち、休業中は、1年以内の据置が可能)	既貸付残高と再度借入申込額の合計額が100万円以内(一定の場合は150万円以内)の場合に、再度借入申込が可能。 ※一定の場合とは、子が1歳(両親ともに育児休業をする場合の特例に該当するときは1歳2ヶ月)を超えても育児休業が必要と認められる場合(当該子が保育所に入所を希望しているが、入所できない場合等)をいいます。
冠婚葬祭·療養資金	100万円	10年以内	当資金償還中は、新たに当資金の借入申込はできません。
災 害 資 金	100万円	10年以内 (上記のうち、1年以内の据置が可能)	貸付限度額は、一災害につき100万円とします。
生活向上資金	100万円	10年以内	生活向上資金とは、自家用車や耐久消費財の購入など、生活向上に役立 つ資金をいいます。 当資金償還中は、新たに当資金の借入申込はできません。

■ 貸付利率

年1.66% (保証料別途)

■ 償還方法

元利均等月賦償還 (元金償還額の30%以内のボーナス払いの併用可) 据置期間中は、利息のみの償還となります。

■ 保証機関等

(一社)日本労働者信用基金協会の債務保証(保証料率は同協会の定める率)を受けることが必要です。 当協会が債務保証をするに当たっては、連帯保証人を求める場合があります。 貸付対象者(3)の②に該当する勤続1年未満の方は、連帯保証人1名が必要です。

申込み等

1 取扱金融機関(申込み先)

中国労働金庫(貸付に当たっては中国労働金庫の審査があります。)

2 受付及び貸付決定

貸付枠に達するまで随時

- 3 申込みに必要な書類
 - ①所定の借入申込書
 - ②資金使途明細書 (見積書など資金使途や金額を確認できる書類を添付すること。)
 - ③所得証明書 (源泉徴収票又は給与明細書)
 - ④印鑑証明書(最近3ヶ月以内に発行されたもの)
 - ⑤完納証明書(市町税)
 - ⑥その他、中国労働金庫及び(一社)日本労働者信用基金協会が必要とする書類

山口県。市町離職者緊急対策資金貸付制度

~ 会社倒産又は事業の不振若しくは縮小等により

離職を余儀なくされた方の生活の安定を図るために、

県・市町・労働金庫が協調して貸付を行う制度です。~

■貸付対象者

次の(1)~(6)の要件をすべて満たす方が対象となります。

- (1) 県内に居住している方
- (2) 離職時の事業所に1年以上勤続していた方
- (3) 離職を余儀なくされた勤労者(雇用保険受給資格者又は雇用保険受給資格者であった者で離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32及び34である方に限ります。)で、離職後1年以内の方
- (4) 借入申込時に、現に離職しており、ハローワークで求職活動を行っている方
- (5) 市町税を完納している方
- (6) 返済能力のある方

貸付条件

資金使途	貸付限度額	貸付期間	
大学教育資金	150万円 10年以内(左記のうち、在学中は、4年以内の据置が可能		
住宅資金償還金	70万円	6年以内(別に1年以内の据置が可能)	
冠婚葬祭·療養資金			
災 害 資 金	100万円	10年以内(左記のうち、1年以内の据置が可能)	
一般生活資金			

■貸付利率

年1.0%

(保証料別途)

■僧還方法

元利均等月賦償還

据置期間中は、利息のみの償還となります。

■保証人等

連帯保証人1名 (申込人と別生計の方)と (一社)日本労働者信用基金協会の債務保証 (保証料率は同協会の定める率)を受けることが必要です。

申込み先

中国労働金庫(貸付に当たっては中国労働金庫の審査があります。)

- (注) 1 離職理由を確認するため、雇用保険受給資格者証等の証明書が必要です。
 - 2 雇用保険受給資格者証の離職理由コード
 - 11…解雇
 - 12…解雇(天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる)
 - 21…雇止め(雇用期間3年以上雇止め通知あり)
 - 22…雇止め(雇用期間3年未満更新明示あり)
 - 23…期間満了(雇用期間3年未満更新明示なし)
 - 31…正当な理由のある退職(事業主からの働きかけによる)
 - 32…正当な理由のある退職(事業所移転等に伴う)
 - 34…正当な理由のある退職(被保険者期間12ヶ月未満)

中小企業勤労者賃金遅払資金貸付制度

~ 賃金の遅払のため、生活資金にお困りの方へ ~

■貸付対象者

県内に居住し、中小企業である事業所等に勤務している勤労者で、平成29年4月1日から 平成31年3月31日までの間に賃金が遅払いとなっている方

■ 資金使途

賃金の遅払いのため必要となった生活資金

■貸付限度額

54万円 (ただし、1ヶ月分の遅払賃金に対する貸付限度額は、1ヶ月分の遅払賃金×80%又は18万円のうちいずれか低い方の額とし、3ヶ月分を限度とする。)

■ 貸付期間

6ヶ月以内

貸付利率

年1.66% (保証料別途)

□ 償還方法

一括償還

■保証人等

連帯保証人1名と (一社)日本労働者信用基金協会の債務保証(保証料率は同協会の定める率)

を受けることが必要です。

■ 申込み先

中国労働金庫(貸付にあたっては中国労働金庫の審査があります。)

お問い合わせ・ご相談は

制度について詳しくは、次のところにお問い合わせください。

- 制度についてのお問い合わせ山口県商工労働部労働政策課 IEL 0 8 3 − 9 3 3 − 3 2 1 0(〒753-8501 山口市滝町 1-1)
- ●貸付についての御相談・お申し込み 山口県内の中国労働金庫 各店舗・ローンセンター

営業店名	郵便番号	店舗所在地	電話番号	窓口営業時間
山口支店	753-0076	山口市泉都町 7-8	083-920-5200	平日
岩 国 支 店	740-0016	岩国市三笠町 3-1-1	0827-21-7335	9:00~ 15:00
柳井代理店	742-0031	柳井市南町 6-9-4	0820-23-1234	N N 55 M
下 松 支 店	744-0012	下松市北斗町 1-10	0833-41-1770	休業日
徳 山 支 店	745-0056	周南市新宿通 2-20	0834-21-2128	土・日曜日 祝休日
防府支店	747-0037	防府市八王子 1-8-18	0835-22-1863	年末年始
宇部支店	755-0021	宇部市常藤町 5-7	0836-31-2820	0.55
小野田支店	756-0091	山陽小野田市日の出 1-10-12	0836-83-2268	※岩国支店は、 土曜日
下 関 支 店	750-0006	下関市南部町 21-23	083-223-8141	9:00~16:00 も営業(祝休日・
萩 支 店	758-0041	萩市大字江向 424-3	0838-22-1225	年末年始を除く)
ローンセンター 徳 山	745-0056	周南市新宿通 2-20	0834-21-7676 プリーダイヤル 0120-624160	平日 9:00~ 18:00
ローンセンター 防 府	747-0037	防府市八王子 1-8-18	0835-26-5688 プリーダイヤル 0120-464160	土·日曜日 9:00~
ローンセンター 宇 部	755-0021	宇部市常藤町 5-7	0836-31-6600 フリーダイヤル 0120-784160	16:00
ローンセンター 下 関	750-0006	下関市南部町 21-21	083-223-7777 プリーダイヤル 0120-025002	水曜日 祝休日 年末年始